



明治神宮内外苑 風致地区における 地域区分の変更について（依頼）

地域区分の変更について（依頼）

つきましては、明治神宮内外苑風致地区内の神宮外苑地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）において、下記の経緯を踏まえ、地区計画の目標である「スポーツクラスター」の形成等の実現に向けた地区計画の変更（地区整備計画の追加等）を推進するため、貴区において地域区分の変更及びこれに伴う審査基準の変更に配慮をお願い申し上げます。

また、条例の所管である建設局とも協議した、地域区分及び審査基準の変更案を添付しますので、ご査収の程よろしくお願い致します。

(3) 緑化基準Ⅱ+

- ① 緑地率 15%とする。
- ② 緑化基準Ⅱ+における特例

芝等地被植物のみが植栽される土地で、まとまった広場的空間（都市計画（再開発等促進区を定める地区計画等（以下同じ。））において、地区施設等として位置付けられたもの及びそれと一体的な空間）については、その面積に応じて、以下の表-1に示す係数を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができるものとする。ただし、緑地面積の 2分の1を限度とする。

<表-1>

面積	1,000 m ² 以下	1,000 m ² 超	10,000 m ² 超	15,000 m ² 超
係数	0.3	0.4	0.5	0.6

